

公立大学法人和歌山県立医科大学医学振興会記念助成事業実施要領

制 定 平成23年9月12日

改 正 平成25年8月 2日

(目的)

第1条 この実施要領は、「公立大学法人和歌山県立医科大学医学振興会記念助成事業実施要綱」（平成23年9月12日施行。以下「実施要綱」という。）第15条の規定に基づき、事業の適切な実施に必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象)

第2条 実施要綱第2条第1項第3号に規定する若手研究者とは、本学の大学院研究生として入学した者又は博士研究員として登録した者のうち、助成金の交付を申請しようとする年度の4月1日現在39歳以下である者とする。

2 実施要綱第2条第1項第3号に規定する臨床研修医とは、卒後2年目までの間研修に従事する者（前期研修医という。）及び卒後3年目から5年目までの間研修に従事する者（後期研修医という。）とする。

(助成審査委員会)

第3条 実施要綱第5条に規定する助成審査委員会（以下「委員会」という。）は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 地域・国際貢献推進本部長

(2) 学生部長

(3) 事務局次長 1人

(4) 学長が指名する者 2人

2 委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

4 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

5 委員の任期満了後、後任者が決定するまでは、前任者がその職務を遂行する。

6 委員長は、理事長からの諮問の状況を勘案し、必要に応じて委員会を招集するものとする。

7 委員会は、諮問された助成対象事業の内容の適否及び助成金額を審議し、理事長に答申するものとする。

8 委員会は、委員総数の過半数の出席で成立し、過半数で議決するものとする。

9 やむを得ない理由により委員会に出席できない委員は、他の委員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

10 委員会の事務は、本学の事務局企画研究課が担当する。

附 則

- 1 この要領は、平成23年9月12日から施行し、平成23年4月1日以降に実施する事業から適用するものとする。
- 2 平成23年度に選任された委員の任期は、第3条第4項の規定に関わらず、平成24年3月31日までとする。

附 則

この要領は、平成25年8月2日から施行し、平成25年4月1日以降に実施する事業から適用するものとする。